

論文の内容の要旨

論文題目 社会的包摂と身体
—障害者差別禁止法制後の障害定義と異別処遇を巡る考察—

氏 名 榊原 賢二郎

障害とは何であり、いかにして解消されうるのか。こうした基本的な問いに、これまでの障害理論・制度は答え損ねて来た。本稿は社会システム理論の知見に基づき、障害概念の定義と異別処遇(異なる取り扱い)の再評価を行う。そのことを通じて本稿は障害理論の刷新と共に、身体社会学や他の社会問題の研究への貢献も目指す。

1970年代以降、新たな障害制度・理論が登場した。それらは身体の「欠陥」ではなく、社会の「障壁」に照準し、具体的には一群の障害者差別禁止法制、障害の社会モデル、そしてある程度において国際生活機能分類(ICF)が含まれる。これら制度・理論は画期的であるが、障害定義と異別処遇を巡って欠陥を有する。

障害定義に関しては、障害者差別禁止法制は「損傷」・「障害」・「障害者差別」という概念の間に循環参照等の問題を生じさせる。障害の社会モデルでは、社会的不利益・排除としての「障害」と、身体的欠損・機能不全としての「損傷」が区別されるが、損傷定義が根拠を欠くため全体が未規定となる。ICFは損傷を統計学的に定義するが、統計外的要素が介在するため失敗する。

また障害者差別禁止法制は基本的に、異別処遇を差別として否定し、同一処遇を平等として肯定する。他方障害者差別禁止法制は、異別処遇と把握しうる「合理的配慮」を要請し、また一部の制度は同一処遇による「間接差別」を禁止する。ここで、間接差別と平等、合理的配慮の提供と直接差別の区別が問題となる。

既存の身体論の社会理論も、この問題状況を解決しえない。身体と不利益を巡る理論としてまず想起されるのは構築主義である。しかし構築主義は、結局障害定義と異別処遇を不可能にする。ここで構築主義/本質主義二分法は、社会の自律性と有機体の自律性という二変数に分解できる。この時、システム理論は両者の自律性で特徴付けられる。その中で、パーソンズのシステム理論は両者の不完全な自律性で特徴付けられるが、そうした立場は象徴性の位置を巡る理論的困難を生む。そのため我々は身体と社会がいずれも完全に自律的な、即ちオートポイエーシス(自己塑成)に基づく身体理論に導かれる。

第一部では障害理論を再構成する。第1章では、障害を社会的排除の一種として捉え直した。星加良司は、障害を様々な文脈での不利益の布置によって把握した。これは機能分化社会からの排除に対応するが、障害と排除の区別はまだ明らかではない。

これを踏まえて、第2章では新たな障害理論を提示した。ルーマンの概念を用いれば、障害問題に現れる身体は、自己塑成的な社会システムにとっての一種の「情報」であり、本稿ではこれを身体情報と呼ぶ。障害現象における身体情報は、身体を不可分の統一体としてよりは、視覚・聴覚・肢体のような細部に分解して扱う。これはフーコーが言う「政治解剖学」に対応するものであり、断片的身体情報と呼ぶ。ここから障害概念は、断片的身体情報と処遇の関係に帰責された社会的排除として定義されうる。この障害概念は、着目する排除や帰責の様態に応じて可変的である。

本稿の障害定義の核となった社会的包摂/排除は、同一処遇/異別処遇と高度に独立であり、包摂的同一処遇・包摂的異別処遇・排除的同一処遇・排除的異別処遇という四象限図式を考えることができる。いわゆる差別/平等は、排除的異別処遇/包摂的同一処遇に当たる。他方、間接差別は排除的同一処遇に、合理的配慮は包摂的異別処遇に当たるが、合理的配慮以外の包摂的異別処遇もありうる。割当雇用もうまく機能すれば包摂的異別処遇となりうる。こうして本稿は、異別処遇が肯定される可能性を開くのである。

第3章では包摂的異別処遇に類似する理論として潜在能力アプローチを取り上げ、本稿と比較した。潜在能力アプローチは、人の生の可能性を保障するために、財の配分における異別処遇を正当化しうる。しかし潜在能力アプローチは、最善の配分によっても他より劣る生をスティグマ化しうる。センの場合、潜在能力の集合評価における平等を重視したが、そうすると重度障害者の潜在能力の平等化が問題となる。ヌスバウムによれば、重度知的障害者の生は、一部の潜在能力が閾値を下回るため、不幸な生である。ここにはスティグマ化の可能性が存する。

他方本稿の障害理論は、残存する障害を社会的排除として把握し続け、スティグマ化を回避する。こうした帰結は、包摂や処遇という非対称な概念の使用と、自己塑成という前提により可能になる。

第二部では、本稿の障害理論の経験的事実との親和性を確認するために、「包摂的異別処遇」の可能性を検討する。障害者制度においては、雇用差別禁止—同一処遇—公民権—社会モデルと、割当雇用—異別処遇—公民権の欠如—医学モデルが対置されてきた。しかし

第4章で論じるILO第99号勧告は、この二分法の限界を示している。そこには障害者差別禁止法制の原型、即ち障害者も健常者と同様に生産的になりうる以上、機会均等が必要であるという主張が登場する。しかし当時この主張は、差別禁止・公民権擁護の観点ではなく、職業リハビリテーションの観点から行われたのであり、先の二分法の無効性が示される。

こうした出自を持つ雇用差別禁止制度は「クリーニング」問題を継承した。これは、職業リハビリテーションが、実際はごく一部の「軽度者」にしか提供されなかったことを指す。結局、同一処遇のみによる包摂原理は、実際には同一処遇による包摂を機能させるための選別に依存する。この構造は現在も維持されている。

第5章では、所得保障を巡るイギリス障害者運動内部の対立から異別処遇の位置付けを検討した。障害の社会モデルの原型を提唱したUPIASは、DAによる障害者の所得保障構想の異別処遇としての性質を批判した。それは、健常者との間の異別処遇であると共に、損傷の測定を通じた障害者間の異別処遇でもある。こうした異別処遇は、障害者運動内外の連帯を不可能にすると批判された。しかしこの観点から見て、UPIASのワークフェアが優位にあるとはいえない。障害者が蒙る排除の不均一性が障害者を分断しうるからである。排除の不均一性は、1976年の時点以降、UPIASや関係者によって認識されていた。ここから言って、同一処遇による包摂の優位は運動論上も根拠付けられず、「包摂的異別処遇」の可能性が示唆される。

第三部では、障害定義の基礎となる社会的包摂/排除の定義について、特に空間的統合/分離に即して検討した。統合/分離概念は一見明確であり、例えば障害児教育における通常学校/特殊学校が該当するように思われる。しかしこうした分類の根拠は明らかではない。本稿はこうしたカテゴリーを出発点とせず、空間的制約ないし配置制約を包摂/排除の構成要素とした。これは人々が諸機能システムに参加する際に占めうる空間の制約である。空間的制約は対称的に見えるが、例えば「特殊」学校の少なさにより、障害児は遠方の学校に通わねばならない。この場合、空間的制約を、障害児のみが蒙っていると言える。

配置制約に対して、参加制約を考えると、両者の捩れが問題になる。特に障害児教育においては、統合教育が支援提供を困難にするという「投棄」批判が存在する。この「投棄」問題について検討することは、包摂/排除を核とする障害現象の同定のためにも必要である。

まず、ここでも同一処遇による包摂原理が問題となることを第6章で述べた。日本の教育的財政配分は、学級単位で行われてきた。ここには学級内部で異別処遇を行う仕組みが欠如しているため、「投棄」が生じる。他方特別支援教育支援員制度は、学級内部における異別処遇を可能にすることで、参加と統合を両立可能にしうる。

しかし投棄問題が一律に解消されるとは限らない。そうした時に第7章で論じたように、アメリカの障害児教育制度は、自由に基づく「最少制約環境」原理を発展させてきた。最少制約環境原理は、空間的制約の最少化を通じて、最大限の統合教育に結びつく。しかし最少制約環境規定はもう一つの制約、即ち教育達成という参加制約も同時に考慮に入れる。

その結果最少制約環境規定は場の選択を保持した。

こうした解決は人種間統合教育とは異なる。ブラウン判決では、人種間統合教育の根拠は「法の平等な保護」であった。しかし PARC 判決はその先例に従わず、自由と結びついた「法の適正過程」を根拠とした。この二つの問題系の落差から、自由を原理として採用することが、包摂を志向した異別処遇となりうることが示唆される。こうして最少制約環境概念は、参加制約と配置制約の「集合評価」を包摂/排除の基礎に据え、包摂と自由を結びつけるのである。

終章の付論では、本稿の障害定義を操作化する方法を論じた。障害統計については、既に「ワシントングループ」が、ICF の質問紙調査への応用を検討している。例えば損傷についての質問群は、どの程度見えるか、聞けるかなどを問う。この方式の欠陥は、一覧中の身体条件を損傷と呼びうる根拠を示せない点にある。他方本稿の障害定義は、排除/包摂・身体情報・処遇・帰責によって、統計的に操作化できる。

最後に本稿の障害定義を法文化すれば、ある個人の身体の特定の部位や機能の状態と、当該個人への処遇の関係性から生じる当該個人の排除ということになる。訴訟では観察の比較が生じるので上記の定義は誤りではない。この定義は、排除より前に障害者や損傷・障壁を措定する障害者差別禁止法制の欠陥を乗り越えている。このいわば障害禁止法制の課題は、観察された障害現象に対して、包摂的同一/異別処遇を要請することである。ここでは「間接差別」を巡る困難や、異別処遇の周縁化は生じない。こうして本稿の障害理論は実り豊かな経験的帰結を生じる。